

平成27年第2回臨時会

示された民意

三度目の提案、否決

4月27日に臨時会が招集され、今津地域の市有地の利活用については、地域振興や将来の活性化に向けた取り組みを進めることを約束した上で、住民投票で示された民意を尊重されたいとの理由から、二度目の庁舎位置条例改正案が提案されました。

「民主主義の原則に立ち、住民投票の結果を尊重されたい」「これ以上の市政の停滞は地方創生への取り組みから取り残される、対立軸から脱却し、一体感のあるまちづくりを進めるべき」との賛成意見がありました。が、「住民投票の選択肢は新築または増築への賛否を問うものであり、庁舎の位置に直結しない」「反対されている北部地域への配慮が欠如している」「住民投票の執行方法や広報内容の検証を求める」との理由により、採決の結果、賛成少数で否決となりました。

「高島市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案」審議結果

○…賛成
●…反対

高島新政クラブ					ええとこ高島			共産党			ふるさと高島新風会			公明会	自民	無所属	無所属	無所属
青谷章	秋永安次	早川康生	前川勉	清水日出夫	澤本長俊	大日翼	山川恒雄	栗津泰藏	福井節子	森脇徹	石田哲	梅村勝久	吹田薫	大槻ゆり子	宮内英明	山内陽子	熊谷もも	廣本昌久
●	○	●	●	退席	○	○	○	●	●	●	○	○	○	●	○	○	退席	●

【会派の名称】 共産党→日本共産党高島市議団 公明会→高島公明会 自民→自民きづなの会

平成27年6月定例会

意見書を可決

地方創生時代に向け

一体感のある

まちづくりを

庁舎位置条例改正案が三たびの否決となる一方、現新旭庁舎の改修に要する費用を盛り込んだ「平成27年度高島市一般会計予算案」は、3月定例会で賛成多数により可決していました。

これは、庁舎位置条例改正案が出席議員の3分の2以上の同意を要する特別多数議決であるのに対し、「平成27年度高島市一般会計予算案」は、出席議員の2分の1以上の賛成を要する過半数議決であるためです。

こうした状態と、住民投票に多くの方が投票されたこと、そして、住民投票条例で「議会および市長は、住民投票の結果を

尊重しなければならない」と規定されていること、さらには、これ以上市政運営を停滞させることも議会の本意ではないことから、6月1日、現新旭庁舎を「暫定の事務所の位置」とすることを前提に、庁舎増築整備事業および支所庁舎整備事業が必要最小限の経費により予算執行されることを求める旨の意見書を可決しました。

採決の結果、全会一致とはなりませんでしたが、議会による意思決定は多数の意思を全体の意思とみなす必要があることから（議事多数決の原則）、議会の代表である議長名で意見書を提出するに至りました。